

基本目標6**市民自治力と行政経営力の向上**

節	大施策	掲載ページ
1 広報・広聴と地域情報化	1.広報・広聴	204
	2.地域情報化	207
2 市民自治・市民活動	1.地域コミュニティ活動支援	210
	2.市民参加・市民協働・大学連携	213
3 男女平等推進・国際化	1.男女平等推進	218
	2.国際化・自治体交流	223
4 行政経営	1.行政運営	226
	2.組織運営・人材開発	231
	3.財政運営	234
5 広域行政	1.広域行政	237

第1節：広報・広聴と地域情報化

1. 広報・広聴

現状と課題

- ・市民に役立つ情報を速やかにかつ適確に提供し、市民と行政あるいは市民同士の双方向の情報交流や情報の共有化を図り、市民本位の行政経営を進める上で、広報・広聴は、重要な役割を担っています。
- ・本市では、これまでに広報活動の柱である広報紙「広報につしん」を月に2回発行し、読みやすい紙面構成と親しみやすい記事内容等に配慮しながら、市民に市政情報等の提供を行ってきました。その結果、平成20年度に実施した市民意識調査では、約8割の市民が市政情報の入手方法として「広報紙」と回答しています。
- ・また、広報映像番組「につしんテレビ」を制作し、ホームページやケーブルテレビから映像による情報を提供しており、平成17年度から6年連続で表彰を受ける等、その内容については高い評価を得られていますが、市民意識調査では、視聴経験のある市民は約3割にとどまっています。
- ・さらに、インターネットを通じて、ホームページから市政情報を提供していますが、インターネット利用者は増加傾向にあるものの、全体としての利用者はまだ少ない状況です。
- ・一方、広聴活動については、これまでに「市長への提案箱」、「市長と語る会」、「パブリックコメント^{*1}」を実施しています。
- ・また、より多くの市民の意見を市政に反映するため、平成20年度からは市長が地域に出向いて直接意見を聴く「地域座談会」を開催しています。今後も引き続き市民本位の市政運営に役立てるために、広聴機能・活動を充実していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 市民が必要としている情報が多様な広報媒体を通じて、わかりやすく親しみやすい内容で市民に届けられています。
- 市民と行政、市民同士で市政に関する情報共有と情報交流がスムーズに行われており、市民の市政への関心と参画意欲が高まっています。
- 市民の意見・要望を適確に把握しながら行政運営を行っています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
広報等における市政情報の提供についての満足度(%)	41.6 (平成20年度)	50	60
市民の意見を把握して市政を行っていると思う市民の割合(%)	20.6 (平成20年度)	30	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 広報・広聴	(1) 広報活動の充実	① 広報にっしんの充実
		② ホームページの充実
		③ 多様な媒体・方法による広報活動の推進
	(2) 広聴機能の強化	① 広聴活動の充実
② 各種計画策定時における市民意見を聴く機会の充実		
③ 市民意識調査の定期的な実施【P. 226「行政運営」の再掲】		

施策の主な内容

(1) 広報活動の充実

① 広報にっしんの充実

市民と行政の相互理解、交流促進に向け、読みやすく、わかりやすく、親しみのある紙面づくりを心掛けます。また、より魅力的な広報紙とするために、内容の一層の充実を図るとともに、紙面内容、デザイン等を定期的に見直します。さらに、音声による広報や外国語への対応等、障害のある人や外国籍の人に配慮した広報の充実を図ります。

② ホームページの充実

市政情報を、より迅速でわかりやすく、タイムリーに提供できるように努めます。また、だれも見やすく簡単に利用できるよう、計画的にホームページの更新を行います。

③多様な媒体・方法による広報活動の推進

「にっしんテレビ」、携帯電話等による情報提供や出前講座の実施等、多様な媒体・方法で市政情報を市民に提供することによって、知りたい情報を得るための環境を整えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
広報紙発行事業	秘書広報課	市政情報を掲載した広報紙を制作して全戸配布する。

(2) 広聴機能の強化

①広聴活動の充実

市民ニーズを適確に把握するため、市民から寄せられた意見の内容や対応をお知らせするとともに、「地域座談会」等、市民との双方向のコミュニケーションが図られるよう団体や地域から直接意見を聴く機会を積極的に設けます。

②各種計画策定時における市民意見を聴く機会の充実

市民の市政への参加を促進し、行政の透明性を向上させるため、計画等の策定過程におけるパブリックコメント等を充実します。

③市民意識調査の定期的な実施【P.226「行政運営」の再掲】

多様な市民ニーズを把握するとともに、各施策の成果を確認するため、市民アンケートを定期的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
広聴活動事業	秘書広報課	市民ニーズを適確に把握するため、意見の募集、地域座談会等を実施する。

◆ 用語の解説

※1 パブリックコメント：計画策定等にあたり、案の段階で広く公表し、市民等からの意見及び提言を求め、寄せられた意見等に対する市の考え方を公表する一連の手続のこと。

第1節：広報・広聴と地域情報化

2. 地域情報化

現状と課題

- ・日本の情報通信基盤は総務省「日本のICT^{*1}インフラに関する国際比較調査レポート」(平成21年)によると世界最高水準であるとされています。本市においてもケーブルテレビ網や光ファイバー網の整備によって、ほぼ市内全域において通信環境のブロードバンド化が整備されてきました。
- ・今後は、こうした環境を利用して、いつでも、どこでも、だれでも、多角的に行政情報や行政サービスをネットワークによって利用できるような情報コンテンツ^{*2}の整備が求められています。
- ・通信環境が普及する一方で、高齢者や障害のある人、インターネットの未利用者等、情報化の利便性を十分に受けることが困難な人に対する配慮も必要です。
- ・インターネットの普及により、従来に比べ、必要としている情報が容易に手に入るようになっていきます。その一方で、必要な措置を講じないと個人情報を始めとする重要な情報が簡単に流出する危険性があります。
- ・次世代への情報モラル教育の普及や情報セキュリティ対策の徹底を行い、だれもが安心してICTの利便性を享受できる環境が必要となります。

施策がめざす将来の姿

- 情報通信技術により、いつでもどこでも行政情報を得られるようになっていきます。
- だれもが容易に十分な情報を受け取ることができ、情報格差がなくなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市政情報を入手するためによく利用する情報媒体におけるホームページ利用率(%)	2.8 (平成20年度)	4	8

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 地域情報化	(1) 地域情報化の推進	①新たな情報基盤の整備・利用促進 ②地域情報コンテンツの構築
	(2) 高度情報社会に対応したリスク管理の充実	①情報格差の解消 ②情報教育の推進

施策の主な内容

(1) 地域情報化の推進

①新たな情報基盤の整備・利用促進

ホームページで提供している内容をパソコン向けだけでなく、地上デジタル放送におけるデータ放送や、携帯電話、PDA^{*3}端末等、より市民に身近な通信機器に向けて提供し、いつでも、どこでも、だれでも、簡単に、情報を受けとることができるような行政情報環境を整備します。

②地域情報コンテンツの構築

情報通信技術を活用し、市民に防犯・防災等の安心・安全な暮らしを守るための情報を発信します。また、電子申請・届出の充実を図るとともに、市民と行政が双方向で情報交換できる仕組みの構築について検討を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
ホームページ運営管理 事業	企画政策課	携帯端末及びブロードバンドコンテンツ ^{*4} を整備し、 双方向コンテンツの構築の可能性を検討する。

(2) 高度情報社会に対応したリスク管理の充実

①情報格差の解消

JIS X 8341-3（高齢者・障害者等配慮設計指針）^{*5}に沿った高齢者や障害のある人にもやさしいホームページの作成に努めるとともに、紙媒体や携帯電話を活用した情報提供等、パソコン使用者以外にも配慮した情報提供手段を構築します。

②情報教育の推進

次世代教育を通じて、自己の情報を保全できる能力を身につけられるように啓発します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報モラル教育推進事業	学校教育課	新しい学習指導要領を踏まえ、課題や目的に応じて情報手段を適切に活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造する能力、情報や情報手段の特性を理解する能力や、情報セキュリティも含む情報モラル等の情報活用能力の育成を図る。

◆ 関連する計画・条例

■ 日進市個人情報保護条例

◆ 用語の解説

- ※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略
- ※2 コンテンツ：メディア等の伝達するための手段によって提供される、娯楽や教養のために文字や音声、映像等を使用して創作する内容、もしくは創作物のこと。
- ※3 PDA：携帯情報端末(Personal Digital Assistant)の略。
- ※4 ブロードバンドコンテンツ：従来の文字や静止画だけのページではなく動画配信や音楽配信といった動的なコンテンツのこと。なお、平成21年現在においてホームページにて提供しているブロードバンドコンテンツは、にっしんテレビと市議会中継の2コンテンツである。
- ※5 JISX8341-3：高齢者や障害のある人でも、すべての情報に問題なく到達できるようなホームページにしていけるための指針のこと。

第2節：市民自治・市民活動

1. 地域コミュニティ活動支援

現状と課題

- ・快適で安全・安心な住みよいまちを形成するためには、地域内における住民同士の相互扶助を目的とした自治会活動や福祉活動、防犯・防災活動や環境美化活動等の地域コミュニティ活動を行うことが大切です。
- ・そのための組織として行政区（19行政区）が市内全域に設けられており（平成22年度時点）、お祭りや敬老会等のイベント活動を始め、環境美化活動や防犯・防災活動等が行われております。
- ・また、行政との双方向型の情報伝達を図りながら、地域における課題解決に向けた取組も行われています。
- ・しかし、住宅都市として人口の増加が続いているため行政区によっては規模が大きくなり、活動に支障が生じるという問題を抱えています。
- ・また、人口の増加に伴う地域環境や住民の生活様式と価値観の多様化が進み、人と人とのつながりが希薄化するのに伴って、行政区や自治会への加入率の低下や役員の担い手不足も進みつつあります。
- ・近年、都市化の進展により犯罪や災害の危険度が増してきており、地域コミュニティ活動がますます重要となっています。
- ・そのため、行政区や自治会への加入を促進するとともに、地域コミュニティ活動の大切さを啓発し、地域コミュニティ組織と活動を維持発展させていくことが課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 同じ地域に住む人同士が自助・共助の精神に基づき、自主的な地域コミュニティ活動に積極的に参加しています。
- 同じ地域に住む人同士が、相互信頼を深めながら快適で安全・安心な住みよいまちづくりを進めています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
行政区・自治会加入率（%）	73.8	75	77
地域活動への参加経験のある市民の割合（%）	65.1	67	70

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 地域コミュニティ活動支援	(1) 地域コミュニティ活動の活性化支援	①コミュニティ関連施設の充実 ②利用しやすい施設運営支援 ③活動助成の充実 ④コミュニティ情報発信
	(2) 地域コミュニティ組織の活性化支援	①地域コミュニティ組織の改善検討 ②地域コミュニティ組織の分区等の支援 ③コミュニティリーダーの育成 ④コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ活動への参加促進

施策の主な内容

(1) 地域コミュニティ活動の活性化支援

①コミュニティ関連施設の充実

地域コミュニティ活動の拠点となる集会所等の新築や改修、施設用備品の購入に対して引き続き補助金を交付します。

②利用しやすい施設運営支援

集会所等への事務員の配置に対して支援を行うことにより、利用者の利便向上に努めます。

③活動助成の充実

お祭り等のイベントや防犯・防災活動等、それぞれの地域コミュニティの特色を生かした活動への取組、集会所等への運営に必要な経費等に対して引き続き補助金を交付します。

④コミュニティ情報発信

イベント情報や活動内容を紹介する情報誌の発行、ホームページの開設等、行政区や自治会が行う情報発信の支援に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域コミュニティ推進 補助事業	市民協働課	行政区や自治会が行うコミュニティ活動の事業運営費や活動の拠点となる集会所等の新築や改修、施設用備品購入に対する補助を行う。

(2) 地域コミュニティ組織の活性化支援

①地域コミュニティ組織の改善検討

人口の増加に伴う地域環境や住民の生活様式と価値観の多様化、人と人とのつながりの希薄化等により、地域が抱える課題は複雑かつ多岐なものとなっており、行政区や自治会だけでは対応が困難なものに関しては、専門性が高いNPO等の組織との連携を図れるよう支援に努めます。

②地域コミュニティ組織の分区等の支援

行政区を構成する世帯の増加により、組織運営に支障が生じている行政区について、分区の支援を行うとともに、新たな自治会の設立のための活動を支援します。

③コミュニティリーダーの育成

行政区や自治会の組織力の強化のため、地域の課題解決を図れるリーダー育成の支援に努めます。

④コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ活動への参加促進

転入者や転居者に対して、行政区や自治会への加入促進の支援に努めます。また、だれもが地域コミュニティ活動に参加できるための運用マニュアルの作成等を行って参加促進を図り、コミュニティ意識の醸成に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地域コミュニティ組織 づくり支援事業	市民協働課	行政区からの要請に応じて分区の支援や自治会の設立のための活動の支援を行う。
地域コミュニティとNPO・ボランティアの 連携事業	市民協働課	各地域における住民自治組織とNPO等との交流により互いの協力・連携を促す。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市区長設置条例

第2節：市民自治、市民活動

2. 市民参加・市民協働・大学連携

現状と課題

- ・これからのまちづくりは、NPO等の市民団体や企業等を含めた市民と行政が、それぞれの役割と責任を担いつつ、ともに考え行動していく協働によって進めていくことがより一層重要になってきています。
- ・こうした中、本市は、平成19年に「自治基本条例」を制定し、地方分権の進展による国や県との適切な役割分担のもと、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざしています。
- ・本市には附属機関等への公募委員の登用やパブリックコメント、各種アンケートの実施等により、市民が行政に参加する手段が複数あります。しかし、公募委員への応募が減少傾向にあり、応募する市民も固定化される等の傾向もみられるため、より多くの市民が行政にかかわれるような新たな市民参加の仕組みが必要となっています。
- ・本市は、平成17年に、NPO^{*1}や市民自治活動^{*2}の支援や国際交流、大学交流の拠点として、また、広く市民が交流できるサロンとして、にぎわい交流館を設置しました。また、平成18年には、県内の市町村としては初めて、NPOと行政とが同じ公共を担う組織として協働^{*3}する際に必要な原則や協働の種類を定めた「にしん協働ルールブック 理念編」を定めました。
- ・また、次世代の担い手や活動資金の不足、活動資金の助成、活動スペースの提供及び情報の提供というNPOからのニーズに対応するため、本市では、「NPO公募提案型事業委託」や「市民自治活動推進補助金」を実施しています。これらの事業では、市民が協働や市民活動についての理解を深めるために、事業の選定や実施過程の情報を公開することが必要です。
- ・さらに、本市としては、NPOに対して、団体が公共サービスの担い手として自主性や自律性を確立し、自らの社会的信用度を高められるように支援することが必要です。
- ・本市には、6つの大学及び短期大学部のキャンパスがあり、毎日2万人を超える学生や教員が通学又は通勤しています。また、大学と連携した地域政策研究や生涯学習講座が進められてきました。
- ・平成22年2月から平成23年2月にかけて、市内の5大学と連携協力協定を締結し、さらなる取組の進展が期待できます。今後は、それぞれの資源や機能等の活用を図りながら、幅広い分野で相互に連携協力し、地域社会の発展に寄与することが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 子どもから大人までみんなの意見が反映された市民本位の市政運営が行われています。
- 行政とNPOが対等な立場で地域の課題解決に向けて協働できる環境が整備されています。
- 本市と大学が、それぞれの知的資源及び物的資源を相互に活用しながら、地域の活性化に取り組んでいます。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度 (平成20年度)	平成27年度	平成32年度
市政への市民参加の機会や場に対する満足度 (%)	13.6	18	23
NPOとの協働事業の実施件数 (件)	88	93	98
ボランティア・NPO活動への参加経験のある市民の割合 (%)	10.1	15	20

施策の体系

《大施策》

《中施策》

《小施策》

2. 市民参加・市民協働・大学連携

(1) 市民参加機会の拡大

- ①自治関連条例の適確な運用
- ②政策等の立案、実施、評価の各過程における市民参加の拡充
- ③市民参加の手法や市民意見の把握の充実

(2) 市民自治活動の活性化と市民協働の推進

- ①にぎわい交流館の管理運営の充実
- ②市民自治活動助成の充実
- ③市民自治活動情報の受発信と交流の充実
- ④市民協働事業の充実
- ⑤NPOの設立・運営支援
- ⑥市民意識の向上と市職員の能力向上

(3) 大学連携

- ①大学との連携協力の推進
- ②学生との交流促進【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】
- ③大学の人材・資源の活用【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

施策の主な内容

(1) 市民参加機会の拡大

①自治関連条例の適確な運用

「自治基本条例」の理念を具現化し、市民参加機会の拡大や市民自治の確立を図るための各種個別条例を制定します。また、講演会やイベントの機会を通じて、これらの自治関連条例の市民への周知、浸透を図り、適確な条例運用に努めます。

②政策等の立案、実施、評価の各過程における市民参加の拡充

一定の行政活動（条例の制定や計画づくり等）を行う場合に一定の市民参加手続を実施することを義務づける統一的な基準として、「(仮称)市民参加及び市民自治活動条例」を制定し、市民参加を継続的、安定的に実施します。

③市民参加の手法や市民意見の把握の充実

説明会、意見交換会、ワークショップ等の多様な方法によって市民参加の機会を充実するほか、プランニングスツェレ^{*4}等の新たな市民参加の手法を検討するとともに、参加した市民への託児等の提供等、市民が参加しやすい環境の整備に向けた検討を進めます。また、市民同士が互いの意見を確認しあう場として、「市民が市民の声を聴く」機会を設ける取組を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自治基本条例進行管理 事務	企画政策課	「自治基本条例」の理念に基づく市政運営の推進や、「自治基本条例」の検証等を行う。
(仮称)市民参加及び 市民自治活動条例制定 事業	市民協働課	「(仮称)市民参加及び市民自治活動条例」の制定及び条例に基づく市民参加手続の確立を進める。

(2) 市民自治活動の活性化と市民協働の推進

①にぎわい交流館の管理運営の充実

NPO、市民自治活動の拠点として、活動情報の受発信や相談業務、インキュベーション・オフィス^{*5}の機能充実を図ります。管理運営については、利用者が利用しやすい適切な運営に努めます。

②市民自治活動助成の充実

市民自治活動の発展段階に応じた活動資金の支援ができるようにするため、市民自治活動推進補助金の改善に努めるとともに、NPOが、会費や行政からの補助金以外の活動資金を得られるようにするため、企業や財団等による助成金への申請等を支援するセミナーの開催を進めます。また、他の自治体の取組を参考に、NPOに対して、市民が資金を支援できる新たな仕組みを検討します。

③市民自治活動情報の受発信と交流の充実

にぎわい交流館のホームページやメールマガジンを活用して、市民自治活動の情報を受発信するとともに、会議室の空き状況をホームページで閲覧できるシステムの構築を検討します。併せて、NPOが自分たちの活動を常時展示紹介できるコーナーの充実を図ります。また、NPOの意欲を高め、市民自治活動を活性化するために、市民やNPO等に対して事業の開催予定やモデルとなる協働事業を紹介する市民自治活動情報誌の発行回数を増やします。さらに、NPOと市民、行政が新たに協働するきっかけとなるような交流イベントを開催します。

④市民協働事業の充実

NPOとの適切な役割分担と対等な立場に基づき、協働事業の充実を推進します。また、協働事業の実施にあつては、行政とNPOのそれぞれが守るべき原則や手続きを協働の手引書として定め、その内容について継続的に検証していく場の設置を検討します。

⑤NPOの設立・運営支援

NPOが自立して運営できるよう、組織運営や人材育成、会計や労務、税務に関するセミナーの開催や相談アドバイザーの設置に努めます。また、NPO法人化をめざす団体に対して、法人設立や設立後の手続き、毎年の事業報告書作成方法等に関する講座を県と協力しながら実施します。

⑥市民意識の向上と市職員の能力向上

多くの市民に対して市民自治活動への参加を促し、新たな担い手を育てるための市民向けの講座を開催します。また、市職員が協働についての理解を深め、NPO等との協働をコーディネートできる能力を身につけられるよう、職員研修等を継続して実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
にぎわい交流館管理運営事業	市民協働課	活動情報の受発信や相談業務、会議室の利用受付等を行う。
市民自治活動助成事業	市民協働課	市民自治活動推進補助金の交付、助成金獲得支援講座を開催する。

(3) 大学連携

①大学との連携協力の推進

本市と大学が、地域の課題解決に取り組めるように、相互に連携協力し、地域貢献策を双方で協議、企画できる場を設けます。また、保育園・小中学校への大学・大学院生インターンシップ派遣による教育支援、留学生による保育園、小中学校での国際理解教室、市主催事業のポスター等へのデザイン協力、学生ボランティアの紹介や派遣による協力等、大学の専門性や特色を生かした事業の推進を図ります。

②学生との交流促進【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

にぎわい交流館を大学交流の拠点とし、多くの大学生が活用できるよう周知を行います。また、ボランティア活動を生涯学習と効果的に結びつけることができるよう情報提供や活動環境のネットワーク化を推進します。

③大学の人材・資源の活用【P. 182「生涯学習の推進」の再掲】

市内の大学と連携し、大学の人材・資源を活用することで、行政単独では実現が難しい専門性の高い講座を開催します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
大学連携協力協定推進事業	市民協働課	大学と相互に連携協力を図るために連携窓口を設け、意見交換を実施する。
大学連携講座開催事業	生涯学習課	大学と連携した専門性の高い講座を開催する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市にぎわい交流館条例
- にっしん協働ルールブック 理念編

◆ 用語の解説

- ※1 市民自治活動：市民が、住みよいまちづくりをめざし、自主的に行う多様な公益的活動のこと。
- ※2 NPO：営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。
- ※3 協働：共通の目的をもつものが、それぞれの役割と責務を自覚し、相互に補完し、及び協力することにより、課題解決を図ること。
- ※4 プラヌクスツェレ：無作為抽出で選ばれた市民が、一定期間有償で、そのまちの課題について討議し解決策を提案する方式。
- ※5 インキュベーション・オフィス：活動を始めたNPOに対して、事務所の機能を提供するもの。

第3節：男女平等推進・国際化

1. 男女平等推進

現状と課題

- ・男女が互いの人権を尊重しつつ、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮し、社会の対等な構成員として、だれもが生き方を自由に選択できる男女平等な社会の実現が求められています。
- ・本市ではこのような社会の実現をめざし、平成19年に「男女平等推進条例」を施行するとともに、その行動計画となるプランを見直し、男女平等推進プランを策定しました。
- ・現在は、平成23年度からの新プランの見直しに向けて、現状や問題点の把握を行っており、今後も「男女平等推進条例」の8つの基本理念^{*1}に基づいた施策を着実に進めていく必要があります。
- ・施策を実施する上で、政策・方針決定の場や重要ポストへの女性の登用、男性の家事能力の向上、女性の就労支援、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）^{*2}の推進等を、市民、教育関係者、地域、企業等と協力しながら進めることが重要です。
- ・平成21年度に実施した「男女平等に関する市民意識調査」をみると、本市では「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担意識がまだ強く残っており、また社会慣習・しきたり等の男女平等意識については、全回答者の約7割の人が「男性の方が非常に優遇されている」又は「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えています。
- ・平成17年に実施した前回の調査と比較すると、社会の様々な分野で男女が平等であると感じている人は、少しずつ増えていますが、まだ十分とはいえません。
- ・固定的役割分担に基づく社会制度や慣行を見直すことにより、男性のみならず女性も社会の対等なパートナーとして、その個性や能力を十分に発揮していくことが必要となっています。
- ・高齢者や障害のある人、ひとり親家庭等、様々な生活形態の中で、多様な支援を必要とする人々が多くなっており、男女平等な社会の実現のためにこれらの人々を生涯にわたって支えるサービスの充実が必要となってきています。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）^{*3}の被害者は多くの場合が女性であり、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。本市においても、これらの暴力が起こらないよう啓発を推進するとともに、相談体制を充実していくことが必要となっています。

施策がめざす将来の姿

- 男女が互いの人権を尊重し、社会の様々な分野において、性別に関わりなく個性や能力を十分に発揮できる社会になっています。
- 男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送れる社会になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
社会全体における男女の地位が平等であると考える人の割合（%）	6.8	20	30

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 男女平等推進	(1) 男女平等意識の啓発	①男女平等に関する意識啓発 ②教育・学習機会の充実 ③性の尊重に関する意識啓発 ④相談体制の充実
	(2) あらゆる分野への社会参画の推進	①政策・方針決定への女性の参画 ②就労環境の整備・改善 ③地域活動・市民活動への参画 ④家庭生活における男女平等の推進 ⑤国際化への対応
	(3) 心身の健康と生活の充実	①健康づくりの推進 ②多様な家庭の生活支援

施策の主な内容

(1) 男女平等意識の啓発

①男女平等に関する意識啓発

男女平等意識を啓発するため、男女平等について考えるシンポジウム、講座等を充実させるとともに、男女平等に関する情報提供スペースを設置し、市民の学習環境の整備や、様々な機会を通じての啓発に努めます。

②教育・学習機会の充実

「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる」等、教育やしつけを通じて性別役割分担意識が継承されている現状を踏まえ、家庭や学校等が協力し、ジェンダー^{※4}に

とらわれない教育を推進するとともに、指導者や保護者に対する学習機会を充実します。

③性の尊重に関する意識啓発

男女がお互いの性について正しい知識を身につけ、性を尊重し、生涯にわたって身体的、精神的、社会的に良好な状態であること等、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※5}) についての学習・啓発の機会を提供するとともに、ドメスティック・バイオレンス等、性別に基づく暴力が起こらないよう啓発に努めます。

④相談体制の充実

ドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント^{※6}等、悩み事の内容も多岐にわたり複雑化している状況にあるため、相談体制を充実させ、生活不安の解消や問題解決に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等社会啓発事業	市民協働課	男女平等に関する意識向上のため、企業、市民に対し啓発を行う。
学校教育研究委託事業	市民協働課	市内小中学校から、男女平等推進モデル校を選定し、男女平等推進に関する教育の実践を行う。

(2) あらゆる分野への社会参画の推進

①政策・方針決定への女性の参画

女性の意見を積極的に反映させる社会的な仕組みづくりをめざし、審議会や管理職等、自治体の政策・方針決定の場への女性の参画を進めるとともに、地域、企業、学校等、社会のあらゆる分野で、責任ある地位に男女が偏ることなく就くことを働きかけます。

②就労環境の整備・改善

男女がともに仕事とそれ以外の活動の両立を図るため、それぞれのライフスタイルに合った多様な生き方を選択できるよう就労環境の整備を進めるとともに、自治体、企業、団体、自営業者等あらゆる職場で、性別にこだわらない適材適所の配置や男女の職域の拡大を働きかけます。

③地域活動・市民活動への参画

地域活動・市民活動において、意欲のある男女が性別にかかわらず能力を発揮できる環境づくりを促進するとともに、フルタイム労働者や定年退職者を始め、様々な職業・年齢の男女が取り組むことができるよう環境整備を進めます。

④家庭生活における男女平等の推進

男女が、家庭責任を共有し、ともに助け合いながら家事・子育て・介護に取り組むことができるように、夫妻での学習機会の提供、男性への意識啓発、情報提供等を進めます。

⑤国際化への対応

男女平等に関する海外での取組や発展途上国における女性の状況、日本の現状と外国との比較等の学習機会を充実し、国際的な視野から男女平等を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
男女平等推進プラン推進事業	市民協働課	男女平等推進プランに基づいて、事業の進捗を管理するとともに社会情勢の変化に対応するため、見直しを行う。

(3) 心身の健康と生活の充実**①健康づくりの推進**

男女がともにいつまでも健康で充実した生活を送ることは、男女平等な社会の最も基本的な条件であることから、妊娠・出産・育児期における女性の健康管理を充実するとともに、若いころからの健康管理や高齢期の健康づくりを推進します。

②多様な家庭の生活支援

女性に偏りがちな高齢者や障害のある人の介護負担を軽減するため、女性だけでなく男性の介護への参画を促すための意識啓発を進めます。また、福祉サービスの活用により高齢者や障害のある人の生活や自立を支援するとともに、社会的に弱い立場に置かれがちな、ひとり親家庭等への支援も充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
妊婦健康診査事業 (P. 70 の再掲)	健康課	妊婦健康診査・妊産婦歯科健康診査を実施する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市男女平等推進プラン（平成23年度～）
- 日進市男女平等推進条例

◆ 用語の解説

※1 8つの基本理念：「男女平等推進条例」の第3条に定められている「男女の人権の尊重」、「施策や方針の立案及び決定への参画」、「社会における制度や慣行への配慮」、「家庭生活における活動とその他の活動との両立への配慮」、「男女平等を基本とした教育への配慮」、「国際社会との協調」、「性と生殖に関する健康と権利の尊重」、「男女間の暴力の根絶」の8つの基本理念。

- ※2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）：「仕事」と「仕事以外の生活（子育てや親の介護、地域活動等）」との調和が取れている状態のこと。そのためには、性別や年齢にかかわらず、個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるようにする必要がある。単に、「仕事」か「仕事以外の生活」かという二者選択ではなく、両者の調和を図ることにより、「仕事」も「仕事以外の生活」も充実させようとするもの。
- ※3 ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫婦や恋人、元夫婦や元恋人等、親密な関係にある男女間の暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力だけでなく、言葉による精神的暴力、性的暴力等も含まれる。
- ※4 ジェンダー：いわゆる「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」等、社会的、文化的につくられた性別のこと。生殖機能等の違いによる生物学的な性別（SEX）とは区別される。
- ※5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：女性が生涯にわたって、身体的、精神的、社会的に良好な状態であることと、それを決定できる権利のこと。いつ何人子どもを産むか、産まないかを自分で選ぶ自由、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つ、思春期や更年期における健康上の問題等、生涯を通じた性と生殖に関する問題が含まれる。
- ※6 セクシュアル・ハラスメント：相手の意に反した性的言動（いやがらせ）を行い、相手を不快な思いにさせること。例えば、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、性的な冗談やからかい等、様々なものが含まれる。

第3節：男女平等推進・国際化

2. 国際化・自治体交流

現状と課題

- ・本市の外国人登録者数は1,242人、人口に占める割合は1.55%（平成20年末現在）ですが、その人数は年々増加しており、国際化の進展がより身近に感じられるようになってきています。
- ・市内の大学では、海外からの留学生の受入を積極的に行っており、国際社会に対応して今後もこの傾向は続くと予想されます。
- ・本市では、外国籍の人が安心して暮らせるように、平成21年に英語、中国語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語の4か国語で「生活ガイドブック」を作成し、配布を行っています。また、毎月1回「広報につしん」を英語、中国語、韓国・朝鮮語の3か国語に翻訳、配布して、多言語での情報提供に努めています。
- ・本市の外国人登録者数が増加する中、防災、教育、医療・福祉現場等において、言葉の違いによるコミュニケーション不足や、習慣・文化の違いによる誤解から、様々な問題が生じることがないように、さらに充実した施策が必要です。また、外国籍の人には地域住民としてルールや習慣を理解してもらうため、地域活動への参加促進を行うことも必要となります。
- ・地域における国際化が進むと予測される中、市民一人ひとりが国籍に関わらず、言語、文化、慣習等、あらゆる面での「違い」を尊重する、地域における多文化共生^{*1}を実現することができるよう、国際交流・国際理解を促進する必要性がこれまで以上に高まっています。
- ・日進市国際交流協会を始めとするNPO^{*2}や大学等との連携・協力を更に深め、国際交流できる場を増やすことも必要です。
- ・平成19年にアメリカ合衆国ケンタッキー州オーエンズボロ市・デーヴィス郡・オハイオ郡と姉妹都市／地域提携を行い、主に教育分野での交流が始まっていますが、今後の具体的な交流については、提携先と協議しながら市民レベルでの交流を促進する必要があります。
- ・平成4年から続いている長野県木祖村との友好自治体提携では、お互いの地域の特色を生かした交流を行っています。今後も両自治体の市民が充実した交流の機会を持てるよう、木祖村と連携していく必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 外国籍の人に対するわかりやすい生活情報が提供されています。
- 日本人と外国籍の人がお互いに理解・尊重し、安心して生活しています。
- 本市と木祖村の市民主体の交流が、活発に行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
国際交流関連委託事業の件数(件)	5	7	9
外国籍の人と交流し、理解や親交を深める機会を有している市民の割合(%)	13.9	20	25
宿泊施設利用助成金を受けた人数(人)	854	854	854

施策の体系

《大施策》

2. 国際化・自治体交流

《中施策》

(1) 国際化への対応

(2) 自治体交流の充実

《小施策》

①外国籍の人の生活環境整備

②国際交流の推進

③国際理解の推進

①木祖村との交流の充実

施策の主な内容

(1) 国際化への対応

①外国籍の人の生活環境整備

外国籍の人に日常生活に必要な情報を提供するため、ホームページにおける多言語への対応及び生活相談の実施や多言語版「広報につしん」の発行、「生活ガイドブック」の更新、多言語による防災情報の発信等を実施します。また、保育園、小中学校、保健センター等で通訳業務を行うための通訳派遣制度の整備を行います。

②国際交流の推進

国際交流を推進するため、日進市国際交流協会を始めとする市内で活動するNPOや大学等教育機関との協力・連携を強化し、必要に応じてその活動を支援します。

③国際理解の推進

市民の国際性を育むため、実際に外国籍の人と交流し異なる言語や文化に触れることにより、国際理解を促す機会の充実を図ります。また、国を超えた平和な社会への理解を推進します。さらに、日頃から地域とのかかわり合いを深めるため、外国籍の人の地域活動への参加の呼びかけや、外国籍の人が日本語や日本の文化・生活習慣を学べる講座の開催を支援します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
生活ガイドブック更新事業	市民協働課	外国籍の人の暮らしに役立つ情報をまとめた生活ガイドブックの内容を5年ごとに更新する。
子ども国際理解教室事業	市民協働課	市内小学生を対象に、留学生を講師として、それぞれの国の言語や文化について学べる教室を実施する。

(2) 自治体交流の充実

①木祖村との交流の充実

市民が木祖村での交流に積極的に参加することを促進するため、宿泊施設利用助成制度を継続します。また、小中学生同士の交流を充実させるとともに、これまで交流に参加していなかった市民に対しても、新たに参加してもらうため、木祖村と連携して広報に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
宿泊施設利用助成金事業	市民協働課	木祖村の宿泊施設に宿泊した市民に対して、助成金を交付する。

◆ 用語の解説

- ※1 地域における多文化共生：国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員としてともに生きていくこと。
- ※2 NPO：営利を目的とせず、特定の課題解決のために自主的に活動している民間の組織のこと。特定非営利活動法人（NPO法人）だけでなく、法人格を持たない市民活動団体やボランティア団体等も含まれる。

第4節：行政経営

1. 行政運営

現状と課題

- ・本市では、行政サービスの向上を図るために、昭和60年以降「行政改革大綱」を策定し効率的な行政運営をめざしてきました。平成17年度には「行政改革集中改革プラン」を策定し、大綱に基づいた具体的な取組を実施してきました。
- ・本市の最上位計画に位置づけられる総合計画は、平成13年度を始期とする第4次総合計画において、将来都市像「ひと・みどり・ふれあいがつくる高環境生活都市」を実現するため、3か年のローリング方式による実施計画を毎年度策定し推進してきました。
- ・事務効率化の取組として、平成14年度に庁内LANを導入以降、庁内での各種管理事務のICT^{*1}化を進めてきました。
- ・また、窓口業務においても、総合情報システムの運用開始を皮切りに、各種行政サービス業務において情報システム構築が進められ、証明発行システム等、窓口業務の迅速化、効率化を図るものから、施設予約管理システム等、市民の利便性の向上を図るものまで多数導入されてきました。
- ・土日祝日の住民票・印鑑証明発行業務については、平成14年から図書館において開始し、現在では本庁舎で実施しています。また、平成20年から地下鉄鶴舞線赤池駅北側の「まちの安心ステーションひまわり」で、平日の証明発行業務を開始しました。
- ・これまでの取組により、窓口サービスの迅速化や提供時間・場所の拡大が進められてきましたが、今後は、さらなる内容の充実及びICTの進展がもたらす成果を利用した時間・場所にとらわれない情報通信サービスによる行政サービスの提供等、新しい時代のスタイルに応じた行政サービスのあり方が求められています。
- ・ICT技術の進歩や制度の改正に即応し、10万人都市にふさわしい市民満足度の高い行政サービスが提供できるよう、効率的な事務運営と職員の能力向上が求められています。
- ・平成11年に「情報公開条例」を制定し、これに基づき、行政情報の公開請求制度の普及を進めてきました。近年では、制度の普及に伴い、利用者が増加傾向にあります。
- ・行政情報の中でも、特に市民生活に直結する計画の推進や条例の制定に関しては、現在でも、パブリックコメント制度等の活用により市民からの意見を聴取することで、計画・条例案に意見を反映できる体制にあります。請求に基づき公開することでサービスを提供するだけでなく、より一層、自主的、積極的、能動的な行政情報の提供を推進していくことが求められています。
- ・あらかじめ公開している情報から必要な情報を入手できる体制が本来望むべき姿であるものの、早期実現は困難です。そのため、必要な情報がすばやく利用できるよう、情報公開制度利用の簡便化が求められています。
- ・庁内事務のICT化の進展に伴い、その情報管理の手法についても大きく様相が変化しています。インターネットを経由した情報流出に対する危機管理や、職員一人ひとりの情報リテラシー^{*2}の向上について取組が進められてきました。

- ・近年では、想定される東海地震を始めとした大規模災害時における「業務継続計画（BCP）^{※3}」の策定等、行政運営の重要なインフラであるICT技術が利用困難となった場合の行政機能維持の面における危機管理も求められています。

施策がめざす将来の姿

- 総合計画に基づいた、計画的な行政運営が行われています。
- 市民にわかりやすく行政情報が提供され、満足度の高いサービスが提供されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
第5次総合計画施策進捗率（％）	-	70	100
市民の市政全般への満足度（％）	48.9	55	60

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 行政運営	(1) 行政改革の推進	①民間の経営手法（NPM）を取り入れた計画の策定及び推進 ②民間活力の導入
	(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進	①総合計画の計画的な推進 ②行政評価の充実と推進 ③市民意識調査の定期的な実施
	(3) 満足度の高い行政サービスの推進	①効率的な事務運営の推進 ②行政サービスの情報技術化の推進 ③窓口サービスの充実
	(4) 行政の説明責任の充実	①行政情報の積極的な開示の推進 ②情報公開制度の充実・効率化
	(5) 情報等のセキュリティ対策の推進	①情報セキュリティ対策の推進

施策の主な内容

(1) 行政改革の推進

①民間の経営手法（NPM）を取り入れた計画の策定及び推進

行政改革大綱と行政改革集中改革プランの計画年度が平成22年度をもって終了することから、新たに行政改革の推進計画を策定します。計画は効率性だけにとらわれず、業務改善を行い、最少の経費で最大の効果を挙げることを目標として策定し、その進捗状況を管理します。

②民間活力の導入

効率的かつ有効的な行政運営を進めるために、行政が行ってきた事務事業に積極的に地域や民間の活力を導入する等、様々な手法を取り入れます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
行政改革推進事業	経営管理課	行政改革の取組内容を把握し、目標達成に向け進捗状況を管理する。
指定管理者制度導入推進事業	経営管理課	市民サービスの向上、経費の節減を図る事等を目的に、指定管理者制度を導入する。

(2) 総合計画の進行管理と行政評価の推進

①総合計画の計画的な推進

本計画では、行政評価及び予算編成と連動した目標管理を行うことで計画の進行管理を行っていきます。また、「重点プロジェクト」の進行管理体制を確立し、各プロジェクトを実現します。

②行政評価の充実と推進

財政状況が厳しさを増す中、市民ニーズに対応した行政サービスを継続的に提供していくために導入した行政評価制度を弾力的に運用することで、業務の改善を行います。

③市民意識調査の定期的な実施

多様な市民ニーズを把握するとともに、各施策の成果を確認するため、市民アンケートを定期的に行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
第5次総合計画進行管理事務	企画政策課	総合計画の進行管理を予算・行政評価と連動させることで適切に行う。
行政評価推進事務	経営管理課	事務事業及びその上位目標である施策を評価し、事務改善や効率的かつ効果的な事業展開につなげる。
市民意識調査事業	企画政策課	市民ニーズを把握するために、無作為抽出した市民に対し、アンケートを実施する。

(3) 満足度の高い行政サービスの推進

①効率的な事務運営の推進

条例制定に関わる法制執務及び政策法務能力の向上を図ります。また、文書処理システムの運用の強化や、情報化推進のための人材育成を進め、事務処理効率の向上を進めます。さらに、限りある市の行政財産を有効に活用し、機能的な行政事務スペース等を確保します。

②行政サービスの情報技術化の推進

財務システム等の内部管理業務の更新や、電子申請・届出システム、証明書のコンビニ交付等、業務へのICT技術の導入による業務効率や市民サービスの向上について検討を進め、これを推進します。

③窓口サービスの充実

総合窓口の充実を図り、ワンストップ・サービスの実現をめざします。また、窓口サービスの提供時間の延長・提供場所の拡充や、内容の拡充・迅速化に努めます。

(4) 行政の説明責任の充実

①行政情報の積極的な開示の推進

市民が求めている情報（特に計画・条例案の作成段階からの推進方針、進行状況及び策定過程）を明らかにし、適時開示するため、広報紙、ホームページ、地上デジタル放送等、多様な媒体の利用を検討するとともに、情報公開コーナーを充実させ、市民が必要とする情報の周知を進めます。

②情報公開制度の充実・効率化

情報公開制度に基づく申請があった際、平成18年度に導入した文書管理システムをより活用することで事務の効率化を図り、開示までの時間の短縮に努めます。

(5) 情報等のセキュリティ対策の推進

①情報セキュリティ対策の推進

情報漏えい等の危機を防ぐため、技術の進歩にあわせたシステム・運用体制の強化を継続します。また、大規模災害時におけるシステムの安全性の確保や、情報通信機器に不調、不通が生じた場合の対応について、ICT部門の業務継続計画（BCP）を策定し、不測の事態に備えます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報セキュリティ事務	企画政策課	公開システム、庁内システムのセキュリティ対策及び職員への情報セキュリティに係る研修を実施する。

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
情報セキュリティ体制の強化	企画政策課	情報セキュリティマネジメントの有効性を継続的に改善するために、情報セキュリティ監査を定期的に行う。
ICT部門の業務継続計画策定事業	企画政策課	地震やそれに派生する火災及び水害等を想定し、復旧を優先すべき重要業務の特定、災害時応急対応、復旧手順の明確化、指揮命令系統の確保等を計画策定する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市経営改革プラン（平成23年度～平成27年度）
- 日進市情報セキュリティ対策基準集（管理者編）
- 日進市情報セキュリティ対策基準集（利用者編）

◆ 用語の解説

- ※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略
- ※2 情報リテラシー：情報及び情報手段を主体的に選択して活用していくための個人の基礎的な資質のこと。
- ※3 業務継続計画（BCP）：Business Continuity Planの略。（大規模な）災害が発生した場合、業務に与える影響を認識し、災害発生時においても確実に事業を継続するために必要な対応策を策定した計画のこと。

第4節：行政経営

2. 組織運営・人材開発

現状と課題

- ・本市では、組織が効率的かつ機能的に行政サービスを提供できるよう、平成21年度に行政組織の大幅な見直しを実施しました。今後は、行政の高度化、多様化に対応するために、一層の弾力的な組織体制の構築が求められます。
- ・職員数については、第3次定員適正化計画^{※1}に基づき、平成18年度から平成22年度の5年間で15名の職員の削減を実施しました。第4次定員適正化計画（平成23年度から平成27年度まで）では、想定される人口増加及び行政需要の拡大に対応するために、最低限度の職員数を増員することが必要となります。
- ・社会経験のある人の採用や、行政の経験及び知識を有する定年退職者を再任用職員として配置し、行政サービスの質を確保することが求められています。
- ・限られた人材を最大限有効に活用し、かつ、職員が仕事にやりがいを感じることができるよう、目標管理を取り入れた人事考課制度の活用による勤務実績の給与への反映や、職員研修規程に基づいた各階層別の研修等を行うことで、職員一人ひとりの意欲を高め、資質の向上を図る必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 職員自らが積極的に改善に取り組み、無駄なく業務を遂行しています。
- 最少の経費で最大の効果を挙げる組織力が高まっています。
- 職員一人ひとりが高い向上心を持ち、それぞれの能力を最大限に生かしています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
研修参加のべ人数（人）	480	510	560

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 組織運営・人材開発	(1) 弾力的な組織体制の構築	①行政需要等に応じた組織機構の再編 ②プロジェクトチームの活用 ③庁内分権化の推進
	(2) 適正な人事管理の推進	①職員定数の適正化 ②多様な任用制度の実施 ③職員の健康管理
	(3) 職員の能力開発	①人事管理システムの構築 ②職員研修等の充実

施策の主な内容

(1) 弾力的な組織体制の構築

①行政需要等に応じた組織機構の再編

高度化、多様化する行政需要に迅速かつ適確に対応し、より一層市民サービスを向上させるために、弾力的に組織機構を再編します。

②プロジェクトチームの活用

様々な課題に柔軟に対応するために、組織機構の枠を超えたプロジェクトチームを活用します。

③庁内分権化の推進

市民ニーズに適確に対応するため、各部局に人事配置や予算編成等について部分的な分権化を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
組織管理事務	企画政策課	行政需要に合わせて、組織機構を見直し、市民ニーズに応える。
予算編成事務	財政課	市民ニーズに適確に応えるための予算編成を行う。

(2) 適正な人事管理の推進

①職員定数の適正化

本市の事業実施に必要な職員数を国の定員管理指標や類似団体職員状況等から算定し、計画的な採用を実施します。

②多様な任用制度の実施

社会経験のある人を積極的に採用するとともに、今後増えていく定年退職者を再任用職員として配置することにより、その経験、知識を十分に活用し、人口増加に伴い拡大する行政需要に迅速かつ効果的に対応します。

③職員の健康管理

人間ドック、健康診断の要再検査者等への改善指導を徹底し、公務の健全な運営を維持します。また、近年増加傾向にある心の病気の予防に関する研修を、適時実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
定員適正化計画に基づく職員採用事務	人事課	定員適正化計画に基づき、計画的な職員採用を行う。

(3) 職員の能力開発

①人事管理システムの構築

職員の意欲の向上と能力が最大限発揮できる環境整備を推進するとともに、目標管理を取り入れた人事考課制度を活用した昇給の決定や勤勉手当の支給を行います。

②職員研修等の充実

職員の資質と専門能力を向上させるため、職場内研修や職場外研修を計画的に実施します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
人事考課事業	人事課	人事考課を実施し、給与、昇任等への反映を行う。
職員研修事業	人事課	各階層、事業別の研修を計画に基づいて実施する。

◆ 関連する計画・条例

- 第4次日進市定員適正化計画（平成23年度～平成27年度）
- 日進市職員定数条例
- 日進市職員の給与に関する条例

◆ 用語の解説

※1 定員適正化計画：地方公共団体がその定員の適正化を推進するために、計画期間、職員数及び具体的な取組等を策定した計画のこと。

3. 財政運営

現状と課題

- ・本市の財政運営は、これまでの財政力指数^{※1}、実質公債費比率^{※2}等の指標によれば、おおむね良好で健全な状況で推移してきました。
- ・近年続いている子育て世代の人口増加は、市税収入の増加をもたらしますが、一方で、学校・保育園等、教育・福祉関連施設の整備や子育て支援施策の充実が必要となっています。
- ・大型事業等への投資的な経費や、伸び続ける物件費^{※3}等の経常的な経費の負担増加の影響は、基金や市債の活用だけで調整することは難しく、今後も引き続き適正な財政指標を維持するために、財源の確保、歳出予算の効率的な執行等、一層計画的かつ慎重な財政運営が求められます。
- ・また、自主財源の根幹をなす市税収入については、税源移譲により、財政に与える影響は大きくなり、税負担の公平性と税に対する信頼性を維持するためにも、収納率の向上に努めることが求められます。
- ・今後は、安定した財源確保に向けた取組を行うとともに、行政評価及び実施計画と連動した効果的な予算編成や、費用対効果の高い予算執行を行うことが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 市民の納税意識及び収納率の向上並びに受益者負担の適正化が図られており、安定的な財源が確保されています。
- 市の財政運営状況が、多くの市民にわかりやすく伝わっており、市民の理解のもとで、健全な財政運営が行われています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成20年度	平成27年度	平成32年度
財政力指数（単年度）	1.21	1以上	1以上
実質公債費比率（%）	8.3	25未満	25未満

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 財政運営	(1) 安定的な財源の確保	①納税意識の向上 ②収納率の向上 ③受益者負担の適正化 ④その他の財源確保の実施
	(2) 歳出の効率化	①効果的な予算編成 ②予算の効率的な執行 ③新公会計制度による財政の健全化

施策の主な内容

(1) 安定的な財源の確保

①納税意識の向上

税の仕組みをわかりやすく説明し、市民がより高い納税意識を持てるよう、税の使い道や財政状況を公表します。

②収納率の向上

納税相談の充実、口座振替の促進、納付機会の拡充等により、市税収納率の向上をめざします。

③受益者負担の適正化

特定の人が施設の使用や役務の提供により利益を受ける場合に、市民負担の公平性を保つために、その受益者からの適正な負担を求めます。

④その他の財源確保の実施

多種多様な市民ニーズに対応するために、有料広告の募集、普通財産の売却等の財源確保策を積極的に導入していきます。

(2) 歳出の効率化

①効果的な予算編成

行政評価及び実施計画を予算編成に連動させ、「選択と集中」による効果的な予算編成により、実質公債費比率の悪化や単年度に過度な負担が生じることのないように努めます。

②予算の効率的な執行

予算の執行にあたっては、部局間の情報交換を積極的に行い、費用対効果の高い方法及び時期を見極め、関連事業の共同実施等を検討します。

③新公会計制度による財政の健全化

新公会計制度により、資産・債務の適正な把握と管理に努め、財政の健全化を推進するとともに、財政運営の透明性の確保と財政状況に関する市民への説明責任を果たします。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市中期財政計画（平成23年度～平成27年度）

◆ 用語の解説

- ※1 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指数。「1」以上の団体は、地方交付税の不交付団体となる。
- ※2 実質公債費比率：公債費や公営企業債に対する繰出金等の公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の一般財源に占める割合。25%以上になると、一定の地方債の起債が制限される。
- ※3 物件費：賃金、旅費、交際費、需用費、委託料等をさす。

第5節：広域行政

1. 広域行政

現状と課題

- ・本市では、近隣の市町を始めとする県内の関係市町村と、7つの一部事務組合及び1つの広域連合を構成しています。(平成22年度時点)
- ・一部事務組合を始めとしたこれらの組織では、消防、ごみ処理、し尿処理、上水道等、市町村が本来単独で処理すべき事務を共同して行うことで効率化を図っており、そのサービス業務は市民生活に直結したものが多く、重要なものばかりです。
- ・その運営状況に関する情報は、市町村が直接行うその他の事務事業と比べて市民の目から見えにくいものとなっています。
- ・国及び地方における厳しい財政状況が続いている現在にあって、こうした団体の運営にも、より一層の効率化が求められています。
- ・地方分権が進展する中、平成11年以降、「平成の大合併」が推進され、全国では、平成11年3月に3,232あった市町村が、平成22年3月に1,742まで減少し、県内においても、88あった市町村が、57まで減少しました。
- ・本市では、こうした動きの中、近隣市町との検討等を進めた結果、合併を選択しませんでした。
- ・本市が取り組むべき課題は、今後ますます多様で複雑なものになると考えられ、本市が単独で対応することが困難な、行政区域を越えた課題の増加が予想されます。
- ・特に、安定した地域交通網の確立等、尾張東部地域に共通する課題の解決に向けて、近隣市町と連携して対応することは、今後も継続して求められます。
- ・国と地方の関係については、道州制^{*1}を始めとした、今までの行政システムを大きく変える方針が示される等、地方分権の実現に向けた多様な議論が展開されています。
- ・分権型社会に着実に対応していくため、この地域における本市の果たすべき役割や地位を確立し、「自治基本条例」に基づいた独自の市民自治力・行政経営力を高めていくことが求められています。

施策がめざす将来の姿

- 関係自治体との連携により、健全な行財政運営に基づく、質の高い広域行政サービスが提供されています。
- 地方分権が進む中で、独自の市民自治力・行政経営力が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
他の自治体との広域的な課題解決に向けた取組数（件）	1	2	3

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 広域行政	(1) 広域連携の充実	①一部事務組合運営の効率化 ②広域行政サービス等の充実
	(2) 地方分権型社会への対応	①地方分権・道州制等に関する調査研究の実施 ②分権時代にふさわしい自治の検討

施策の主な内容

(1) 広域連携の充実

①一部事務組合運営の効率化

一部事務組合のサービスの向上及び事務執行の経費削減に向けた手法の導入等について、構成する各自治体との協議を進め、より一層の効率化を実現します。

②広域行政サービス等の充実

近隣市町との提携をめざした協議を推進し、コミュニティバスや火葬場等、新たな広域行政サービスの展開に向けた可能性を検討します。

また、災害発生時における避難所の情報を始めとして、花火大会等の近隣市町のイベント開催の情報等について周知に努めます。

(2) 地方分権型社会への対応

①地方分権・道州制等に関する調査研究の実施

地方分権が推進される中であって、本市が進むべき方向性や行うべき方策について適確に対応できるよう、積極的な情報収集を行います。また、国の動向等に応じて、適切な調査研究を行います。

②分権時代にふさわしい自治の検討

地方分権の進展に伴い、今後、ますます高まる基礎自治体としての役割を果たしていくため、限られた財源の中でより充実した行政サービスを提供できるよう、「自治基本条例」に基づいた市民・行政の協働による自治の実現を推進していくとともに、その内容について検討及び検証を行います。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市自治基本条例
- 日進市自治推進委員会条例

◆ 用語の解説

※1 道州制:現在の都道府県よりも広域的な単位を基本とする新たな広域自治体を設置しようとするもの。

